

## 近代国家と市民権・市民的権利 : 米国における市民権・市民的権利の発展

著者	松澤 幸太郎
内容記述	この博士論文は内容の要約のみの公開（または一部非公開）になっています
発行年	2016
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2015
報告番号	12102乙第2782号
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00144438">http://hdl.handle.net/2241/00144438</a>

**論文「近代国家と市民権・市民的権利**  
**－米国における市民権・市民的権利の発展－」の概要**

松澤 幸太郎

1. 問題意識

国家は、国民・領土・主権の要素から成立し、現在世界には、約 200 近くの国家が存在する。これらの国家は憲法あるいはその他の法律等に基づいて、国籍を紐帯として、国民との関係を形成・維持している。これら各国家と国民の関係は、各国の歴史・文化等の背景により具体的には異なる。

このような状況を前提としつつ本論文では、近代国家のひとつの範型である米国における市民権・市民的権利の歴史をたどり、米国における国家と市民の関係の発展過程の考察を通じて、どのように米国は形成され、発展してきたのかを検討し、これを参照しつつ、近代国家における国家と国民の関係の形成・維持に関する見解を提示した。

2. 論文の構成

本論文においては、国家の構成要素としての国民と国家の関係を分析する際の具体的な分析の視角として次の二つを設定した。

－誰が国民であるか

－国民であることはどのような意味を持っているのか

分析の方法としては、市民の文言が使用され、市民概念に関係の深い米国連邦憲法上の条文の制定経緯もしくは改正経緯をたどり、さらにそれらに関連する連邦議会による各種の立法、政府の判断、連邦最高裁判所をはじめとする裁判所の判断等を分析の対象とした。

なお米国における市民権・市民的権利の発展は、重要な転換点であった南北戦争を中心として、南北戦争前、南北戦争・再建期、再建期後の三つの時期に分けることができる。本論文では、基本的にはこの時期区分に従って、それぞれの時代に制定・改正等された市民権・市民的権利に関する憲法の規定を中心に分析する形式で論述を進めた。ただし第 7 章で扱った生来的市民権と大統領就任資格の関係については、オリジナルの憲法の条文の意義を分析の基本的な対象として、建国から現代までの動きを通史的に検討した。

第 8 章では、第 7 章までの分析をもとに、米国における市民権・市民的権利の通史的な検討を行った。

### 3. 各章の概要

- 第1章 問題の設定と、論文全般にかかわる用語法の整理をした。
- 第2章 南北戦争前の米国における市民権・市民的権利の意義について、オリジナルの憲法のうち、市民権・市民的権利にかかわる規定の制定者意思を確認するとともに、南北戦争前の市民権に関する重要な判決として **Dred Scott v. Sandford** 判決を検討した。
- 第3章 南北戦争後最初の憲法修正である修正第 13 条の原義を検討した。
- 第4章 米国憲法史上初めて連邦市民権と連邦市民の特権・免除を定義した修正第 14 条と、それと同時期に制定された各種の連邦法を分析した。
- 第5章 投票権の保障にかかわる修正第 15 条及びその他の連邦議会の制定法と、修正第 14 条制定後、初めて同条の解釈をした **Slaughter-House** 事件判決や、同条の規定する合衆国市民権の定義条文を解釈した **Wong Kim Ark** 判決等を分析した。
- 第6章 女性の投票権の保障にかかわる修正第 19 条と、女性の市民権の変動や権利・義務にかかわる連邦議会の立法及び連邦最高裁判所の判断を分析した。
- 第7章 連邦憲法第 2 条第 1 節第 5 項の規定する、大統領就任資格にかかわる「出生により合衆国市民である者」の要件に関して、制定時の意義、その後の米国の移民・国籍に関する法における生来的市民権にかかわる規律の変動、生来的合衆国市民権に係る連邦最高裁判所の判断、これまでに提案された本規定にかかわる憲法修正提案等を分析した。
- 第8章 7 章までの各種の議論を取りまとめ、全体を通じた分析・検討をした。

### 4. 結論

#### (1) 南北戦争前の市民権・市民的権利

建国当時の米国において、市民権・市民的権利にかかわる規律は、英国からの分離と米国の統合等のために重要であった。また、その当時市民的権利は、まずは米国を構成する各州の州民間の平等を確保するためのものという意義があった。

他方でこの統合のために市民権が設定されたことの影響で、奴隷等は連邦市民権の保有者の範疇から排除されることになり、それが **Dred Scott v. Sandford** 事件を一つの契機として、南北戦争が生じる原因となった。

## (2) 再建期の市民権・市民的権利

奴隷制の是非等に起因して生じた南北戦争の戦後処理の一環としていくつかの憲法修正が行われた。このうち修正第 13 条は、南北戦争にかかわる論点のひとつである奴隷制に関し、奴隷の解放という形で問題解決を図るものであった。しかしながら、奴隷を解放しても、それだけでは奴隷から解放された者の法的地位が定まることはなかったことから、これを解決するために修正第 14 条が規定された。もっとも修正第 14 条は、奴隷制度から解放された者等がどのような権利を享有するかに関する問題について一定の解決策を示したものの、政治参加の問題等については十分な解決を示さなかった。このことから修正第 15 条が制定されたが、修正第 15 条も政治参加について十分な問題解決は示さなかった。

## (3) 再建期後の市民権・市民的権利

その後修正第 14 条制定以来問題とされていた女性参政権の問題について修正第 19 条が制定された。これによって女性の参政権が一定程度保障されることになった。しかしながらこれと同時に女性は、陪審への参加や兵役等の、一定の市民的義務の負担が求められることになった。これらの点に関し本論文では、米国を近代国家形成のひとつの範型とした際に、これら市民の義務に関してはどのように考えるべきなのかを検討し、第一に女性としての市民と市民である女性の関係性をどのように考えるのか、という点から個性のある市民を国家は前提とすべきかそれとも個人が市民としての同一性を保持し行動することを期待すべきかの問題と、第二に戦争をする個人を市民とする近代国家を構築することの問題を指摘した。

## (4) 生来的市民権

以上に加え本論文では、生来的市民権と被選挙権の関係に関する分析として大統領の就任資格について分析した。この分析により、憲法制定当時の事情から外国人を積極的に受け入れる政策を採用した一方で、政治的独立性を確保するために採用された「出生により合衆国市民である者」の要件に対して、現代のグローバリゼーションが進展する状況の中では、適切な要件ではないとする見解等が示されていること等を明らかにした。

## (5) 近代国家と市民権・市民的権利

本論文全体を通じた検討として、市民権・市民的権利にかかわる連邦憲法の各規定等に関する議論の整理を踏まえ、近代国家は人為的に構成されたものであることから、市民権及び市民的権利の意義を通じて国家と国民の関係は、個人の尊厳の保障の観点等から不断に問い直されることが必要とされること等を指摘し、また市民権・市民的権利をより具体

的な現実の人間・個人を前提として考えていくことの重要性を指摘した。

具体的には、米国のたどった市民権の発展史を建国当時から現代にいたるまで鳥瞰すると、その建国当時に基礎とされた自然権理論に基づき、歴史的な紆余曲折はあるものの、順次修正第 14 条等を踏まえて、米国に存在する人間・個人を含むように米国市民権は拡大されてきた。このような動きに関しては、インディアンの事例にみられるように、すべての場合に積極的に評価できる結果をもたらしたわけでは必ずしもなかった。しかしながら、それでも、この流れの中で意図されていたのは、一貫して個人の権利をより十全たる形で保障するために、米国という国が建国され、そのために米国の政体は改変されなくてはならず、また具体的には、米国に居住等する個人を政体に取り込んでいかななくてはならない、ということであった。

市民的権利についても、同様に、建国当時から現代にいたるまで、米国に存在する人間・個人に対して権利を保障するようにするという観点から取り組みがなされてきていることが看取された。具体的に米国において人権保障が考えられる際には、基本的に、市民のみ権利が保障されるのではなく、個人の尊厳を保護するために人間の権利が保障される、という考え方が取られてきた。もっともこの一方で市民の義務とされる陪審制度への参加や兵役等では、個人の自由の保障と個人の義務との間で一定の緊張関係があることが看取された。この点に関し本論文は、市民の義務を巡る個人と市民の間の緊張関係を意識し、その義務の範囲・態様は、具体的な義務の内容等に応じて、その妥当性・適切性が具体的に問い直されなければならないことを指摘し、また、特に兵役については、そもそも近代国家の範型の構成そのものという原点から問い直される必要があることを指摘した。

以上